

## 平成 22 年国勢調査第 2 次試験調査の概要

## 1 調査の目的

この試験調査は、平成22年国勢調査の実施に先立ち、平成22年国勢調査第 1 次試験調査結果を踏まえた調査方法、調査事務の再検討及び調査項目の設定の検討を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の地域

## (1) 市区町

岩手県北上市、東京都豊島区、神奈川県横浜市、富山県高岡市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、鳥取県米子市、高知県佐川町、長崎県佐世保市の 9 市区町とする。

## (2) 調査区

上記市区町の区域に属する平成17年国勢調査調査区の中から、地域特性を考慮して選定する280調査区とする。

調査区は、総務省統計局（以下「統計局」という。）が指定する地域特性に該当する調査区を市区町が選定し、統計局において他の統計調査との重複排除の調整を行った上で統計局長が決定する。

## 3 調査の期日及び日程

## (1) 調査の期日

調査は、平成20年 6 月13日（金）午前零時現在によって行う。

## (2) 調査の日程

事務打合せ会（都府県・市区町）	平成20年 5 月中旬
指導員及び調査員の事務打合せ会 （市区町・指導員・調査員）	5 月下旬
調査地域の確認 及び『調査についてのお願い』の配布（調査員）	6 月 2 日（月）～ 6 月 4 日（水）
調査票の配布（調査員）	6 月 5 日（木）～ 6 月12日（木）
調査期日	6 月13日（金）
調査票の当初回収（調査員）	6 月13日（金）～ 6 月19日（木）
調査票の郵送提出期限（世帯）	6 月19日（木）
インターネット回答期限（世帯）	6 月19日（木）
『調査票の提出はお済みですか』（確認状） の配布（調査員）	6 月19日（木）～ 6 月20日（金）
調査書類の指導員への提出（調査員）	6 月19日（木）～ 6 月20日（金）
『世帯名簿』・『調査区要図』の検査及び 『世帯名簿』の清書（指導員）	6 月20日（金）～ 6 月24日（火）
調査票の回収状況の把握・管理及び 「受付状況確認リスト」の出力（市区町）	6 月25日（水）～ 6 月26日（木）
調査員回収分の調査票の提出（指導員）	6 月26日（木）
「受付状況確認リスト」と 『世帯名簿』の照合（指導員）	6 月26日（木）～ 6 月27日（金）
『世帯名簿』上の調査票未提出世帯の特定（指導員）	6 月26日（木）～ 6 月27日（金）
調査員への調査票未提出世帯の指示（指導員）	7 月 3 日（木）～ 7 月 4 日（金）
調査票未提出世帯からの調査票の回収（調査員）	7 月 4 日（金）～ 7 月13日（日）

世帯からの調査票の最終提出期限（世帯）	7月13日（日）
『単位区別調査対象数リスト』の作成（指導員）	7月14日（月）～ 7月15日（火）
調査票の提出状況の最終把握（市区町）	7月16日（水）～ 7月17日（木）
調査票等の審査（市区町）	6月中旬～ 7月下旬
調査書類審査会（都府県・市区町）	6月下旬～ 7月上旬
単位区別速報人口・世帯数の審査（市区町）	7月下旬～ 8月上旬
指導員及び調査員の報告会 （都府県・市区町・指導員・調査員）	7月中旬
都府県・市区町報告会（都府県・市区町）	8月上旬
調査書類の総務省統計局への提出（都府県・市区町）	8月上旬

#### 4 調査の対象

調査の対象は、調査の期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

#### 5 調査事項及び調査票

調査区ごとに、調査票のレイアウトが異なる2種類のOCR（光学式文字読取）調査票（甲・乙）を用いて、次の事項を調査する。

##### ア 世帯員に関する事項（15項目）

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (ア) 氏名            | (ケ) 在学、卒業等教育の状況       |
| (イ) 男女の別          | (コ) 就業状態              |
| (ウ) 出生の年月         | (サ) 所属の事業所の名称及び事業内容   |
| (エ) 世帯主との続柄       | (シ) 本人の仕事の内容          |
| (オ) 配偶の関係         | (ス) 従業上の地位            |
| (カ) 国籍            | (セ) 従業地又は通学地          |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (ク) 5年前の住居の所在地    |                       |

##### イ 世帯に関する事項（5項目）

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (ア) 世帯の種類 | (イ) 住宅の建て方    |
| (イ) 世帯員の数 | (オ) 住宅の床面積の合計 |
| (ウ) 住居の種類 |               |

#### 6 調査の方法

##### (1) 調査の流れ

調査は、統計局 - 都府県 - 市区町 - 指導員 - 調査員 - 世帯の流れにより行う。

##### (2) 調査の方法

ア 調査員は、所定の調査票配布期間に世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布する。

なお、世帯が不在等で面接できない場合は、日・時間を変えて訪問することとし、その訪問回数の上限を3回とする。この訪問回数内に世帯と面接できない場合は、調査票を郵便受けに入れるなどして配布する。

イ 調査票の提出は、郵送提出、調査員への提出、インターネットによる回答又は市区町への持参によることとし、調査区ごとに次の二つの周知方法のいずれかで実施する。

新たな提出方法の強調周知型

調査票配布時に世帯に配布する調査書類により、郵送による提出を基本とし、希望する場合には調査員への提出、インターネットによる回答や市区町への持参も可能であることを周知する。

多様な提出方法の並列周知型

調査票配布時に世帯に配布する調査書類により、調査員への提出のほか、郵送による提出、インターネットによる回答や市区町への持参も可能であることを周知する。

ウ 調査票の当初回収期間に、上記「新たな提出方法の強調周知型」の方法による調査地域の調査員は、調査票配布時に調査員に調査票を提出したいとの申し出のあった世帯を訪問し、調査票を回収するとともに、それ以外の世帯に対して、所定の期間に『調査票の提出はお済みですか』（確認状）を郵便受けに入れるなどして配布する。

また、上記「多様な提出方法の並列周知型」の方法による調査地域の調査員は、当初回収期間中にすべての世帯を訪問し、郵送提出、インターネットによる回答や市区町への持参を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収する。調査員が調査票を回収した世帯以外の世帯に対しては、所定の期間に『調査票の提出はお済みですか』（確認状）を郵便受けに入れるなどして配布する。

エ 調査票の当初回収期間内に調査票が提出されていない世帯（調査票未提出世帯）があった場合、調査員は、指導員からの指示に基づき、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収（フォローアップ回収）を行う。

(ア) 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。

(イ) 調査票未提出世帯が不在等の場合は、再三訪問して世帯との面接に努める。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

(ウ) フォローアップ回収については、調査区ごとに次の二つの調査員の配置方法のいずれかで実施する。

フォローアップ回収事務調査員継続型

調査票を配布・当初回収する調査員がフォローアップ回収事務を継続して行う。

フォローアップ回収事務調査員縮小型

調査票の配布・当初回収及びフォローアップ回収の双方の事務を行う調査員が、調査票の配布・当初回収を担当した調査員の受持ち調査区についても、フォローアップ回収事務を行う。

(3) 申告の方法

申告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入することにより行う。

7 世帯アンケートの実施

(1) 把握事項

今回の試験調査における検討事項について、より客観的な検証を行うために、『世帯アンケート』を用いて、次の事項を把握する。

ア 調査票の提出方法について

イ 調査事項の定義及び記入方法について

ウ 国勢調査について

エ 記入者の属性について

(2) 実施方法

調査員は、調査票提出済みの世帯には、フォローアップ回収期間に『世帯アンケート』を郵便受けに入れるなどして配布し、記入依頼を行う。

また、調査票未提出世帯については、当該世帯から調査票を直接回収した際に『世帯アンケート』を配布し、記入依頼を行う。なお、調査票未提出世帯が不在等で、最終的に調査票の回収ができない場合には、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等とともに、『世帯アンケート』を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

世帯からの『世帯アンケート』の提出は、統計局への郵送により行う。

(3) 申告の方法

申告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が『世帯アンケート』に記入することにより行う。

8 その他

この試験調査は、国勢調査令第15条第1項第6号及び第2項第8号に規定する「調査方法についての基礎調査」として実施する。

なお、調査の実施については、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）としての承認を得ている（世帯アンケートを含む）。